

うかる！ F P 技能士 3 級速攻テキスト  
2010-2011 年版

保険顧客資産相談業務  
出題ポイント

## 1. 老齢基礎年金の金額計算

### 1-1. 老齢基礎年金の年金額

20 歳～ 60 歳に達するまでの 40 年間（最低 25 年以上）国民年金に加入していると、65 歳から老齢基礎年金（満額 792,100 円：平成 22 年度価格）が支給されます。

この加入期間には、保険料を納付した期間（保険料納付済期間）、第 1 号被保険者で保険料を免除してもらっていた期間（保険料免除期間。但し学生納付特例、若年者納付猶予制度は年金額に反映はありません）、そして任意加入できるが任意加入しなかった期間（合算対象期間）が含まれており、これらの期間を合算して求めます。なお、合算対象期間については、受給資格期間には反映されますが、年金額には反映されません。老齢基礎年金は、受給資格期間を満たしていても、保険料納付済期間が 480 月に満たない場合は次の計算式が適用されます。

#### <老齢基礎年金の額>

老齢基礎年金額
$= 792,100 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times 1/3 + 3/4 \text{免除月数} \times 1/2 + \text{半額免除月数} \times 2/3 + 1/4 \text{免除月数} \times 5/6}{480 \text{月}}$

※平成 21 年 4 月以降、全額免除月数は 1/2、3/4 免除月数は 5/8、半額免除月数は 3/4、1/4 免除月数は 7/8 が年金額に反映します。

< 事例 >

サラリーマンの妻で専業主婦の例

●年金加入暦

国民年金の合算対象期間 11 年 6 ヶ月

国民年金の第 3 号被保険者期間 22 年 9 ヶ月

国民年金の第 1 号加入期間 1 年 9 ヶ月

受給資格期間 = (22 年 9 ヶ月 + 1 年 9 ヶ月) + 11 年 6 ヶ月 > 25 年となり、  
 合算対象期間を合わせて受給資格期間を満たすことになります。

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金額} &= 792,100 \text{ 円} \times \frac{294 \text{ ヶ月}}{480 \text{ ヶ月}} = 485,161 \text{ 円} \\ &\rightarrow 485,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

※年金額の端数処理は、50 円未満は切り捨て、50 円以上は 100 円に切り上げとする

1-2. 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ

原則として、老齢基礎年金は、65 歳から支給されます。ただし希望すれば 60 歳から受給する（繰り上げ支給）ことも、70 歳から受給する（繰り下げ支給）こともできます。昭和 16 年 4 月 1 日以前と昭和 16 年 4 月 2 日以降では支給率が異なり、昭和 16 年 4 月 2 日以降に生まれた方の場合は、年金の支給を請求した時に応じて 1 ヶ月単位の支給率が決められています。支給率は、次の式で求めることができます。

繰り上げ支給の支給率 $100\% - 0.5\% \times \text{繰り上げた月数}$
繰り下げ支給の支給率 $100\% + 0.7\% \times \text{繰り下げた月数}$

例えば 70 歳 0 ヶ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、増額率は 42% となります。65 歳から受けた場合の老齢基礎年金の額にこの増額率を乗じて得た額が老齢基礎年金の年金額に加算されます。

なお、この支給率は生涯変わることはありません。たとえば 60 歳のときに繰り上げて受給しはじめると亡くなるまでその年金の額は同じです。また、繰り上げ受給をされていて 65 歳になる前に障害者になった場合でも障害年金はもらえないなどの制限があります。

## 2. 法人契約の経理処理

### 2-1 経費として認められる保険、認められない保険

法人を契約者とする生命保険は、被保険者が役員・従業員どちらであっても会社でのリスクマネジメントであり、法人にとって必要なものであるとされることから「経費」として認められる場合があります。経費というのは、法人が売上を上げるために必要な出費であることが認められるということで、経理上「損金算入」と言います。しかし、保険であればすべて経費として認められるわけではありません。

例えば定期保険などは、被保険者が死亡または高度障害状態になった場合に保険金が支払われる保険ですから、何事も起こらなければ保険金を受け取ることはありません。まさに、万一の際に備えるための経費であるため、損金算入が認められます。同様に、入院関連の保険も経費として認められます。

しかし、養老保険の場合、保障性と同時に貯蓄性があるため保険料として支払ったお金は、被保険者である役員・従業員が何事もなく満期を迎えた場合に満期保険金として法人にお金が戻ってきます。この場合、「現金」という資産が「保険」という資産に代わっただけですから、経費としては認められず、資産に計上します。また養老保険以外でも原則として貯蓄性のある終身保険や年金保険などは経費として認められません。

### 2-2 事業保障のための保険契約の経理処理

法人を契約者とする生命保険は法人の役員や従業員が亡くなった場合に法人の経済的な損失を埋める目的で加入する保険のため、契約の形態は次のようになります。

契約者	法人
被保険者	役員・従業員
死亡・満期保険金受取人	法人

この場合、保険の種類によって経理処理は異なります。

(1) 養老・終身保険

事業の保障のためですが、貯蓄性が高いので経費ではなく「保険料積立金」として資産に計上します。傷害入院特約など特約が付加されていて主契約の保険料と区分されている場合、特約部分は損金に算入します。

借方		貸方	
保険料積立金(資産)	××××	預金・現金	××××
特約保険料(損金)	××××		

(2) 定期保険

法人が負担した定期保険は、貯蓄性がほとんどないので定期保険料としてとして損金に算入します。傷害入院特約など特約が付加されている場合、特約部分は損金に算入します。

借方		貸方	
定期保険料(損金)	××××	預金・現金	××××
特約保険料(損金)	××××		

(3) 長期平準定期保険

保険期間満了時に70歳を超え、かつ加入時の年齢に保険期間の2倍の数を加えると105を超える定期保険を長期平準定期保険といいます。長期平準定期保険は、保険期間の初めから6割までの期間とそれ以降で、経理処理のしかたが異なります。

期間	経理処理
保険期間の前半6割相当の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の1/2に相当する金額を前払い保険料として資産計上</li> <li>・残り1/2を損金算入</li> </ul>
保険期間の後半4割相当の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料は全額損金算入</li> <li>・資産計上されている前払保険料は、残り4割の期間で均等に取崩し、損金算入</li> </ul>

< 事例 >

- ・ 35 歳男性、75 歳満了(保険期間 40 年)の定期保険に 6,000 万円に加入  
 ・ 年間保険料 : 60 万円

① 保険期間の前半 6 割に相当する期間 ( ~24 年 )

借方		貸方	
定期保険料 ( 損金 )	30 万円	預金・現金	60 万円
前払保険料 ( 資産 )	30 万円		

② 保険期間の後半 4 割に相当する期間 ( 25 年 ~ )

借方		貸方	
定期保険料 ( 損金 )	60 万円	預金・現金	60 万円
定期保険料 ( 損金 ) *	45 万円	前払保険料	45 万円

\* 30 万円 ( 前払保険料 ) × 24 年間 ÷ 16 年間 ( 後半 4 割相当期間 ) = 45 万円

( 4 ) ハーフタックスプラン

法人を契約者、役員および従業員を被保険者とする養老保険を一般的にハーフタックスプランといいます。満期保険金受取人を法人、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とすることで会社が支払う保険料の 2 分の 1 を損金扱いにするものです。満期保険金にかかる保険料は資産計上、死亡保険金にかかる保険料は福利厚生費として損金となります。但し福利厚生費として処理するためには、全社員の平等な加入が条件となります。

借方		貸方	
保険料積立金 1/2 ( 資産 )	××××	預金・現金	××××
福利厚生費 1/2* ( 損金 )	××××		
特約保険料* ( 損金 )	××××		

\* 特定の者のみ加入は「給与」

## 2-3 保険金受取時の経理処理

法人契約の保険で、死亡保険金や満期保険金を法人が受け取った場合は雑収入として益金となりますが、資産に保険料積立金が計上してあればそれを取り崩し、受け取った保険金との差額のみが雑収入となります。

<事例>

① 定期保険（全額損金）の死亡保険 1,000 万円を受け取った場合

借方		貸方	
現金	1,000 万円	雑収入	1,000 万円

② 終身保険の死亡保険金 1,000 万円を受け取った場合（死亡時の保険料積立金 300 万円）

借方		貸方	
現金	1,000 万円	保険料積立金	300 万円
		雑収入	700 万円

## 2-4 役員退職金（死亡退職金、弔慰金）の課税

### (1) 退職慰労金

法人が死亡・勇退退職した役員に退職金を支給する場合、支払い金額を予め定めた「役員退職慰労金・弔慰金支給規定」に基づき、税務上認定される適正額であれば損金算入が可能です。役員に対する退職金として、どのような根拠によって支給されたのか、妥当な金額と判断される範囲内であることが必要とされます。退職慰労金の目安としては次のとおりです。

「最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率（+ 功労加算金）」

創業者など特別の功労者である役員に対しては支給金額に特別な功労金を上乗せして支給する場合があります。

(2) 弔慰金

法人税法上は「弔慰金支給規定等」が基づいて支給され、社会通念上相当な金額（常識的な金額）であれば、損金参入されます（費用とし認められません）。

また、相続税法上は次の金額が非課税限度額となります。その限度額を超過した場合は、死亡保険金に含められ、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。

業務上の死亡の場合：最終報酬月額×36ヶ月

業務外の死亡の場合：最終報酬月額×6ヶ月

### 3. 事業保障資金の考え方

#### 3-1 事業保障資金の求め方

一般的に取引先や金融機関は経営者に対して、会社自体の信用を持っているから、仮に経営者に万一のことがあった場合は事業に悪い影響を及ぼす可能性があります。また取引先が今までと同条件で取引を継続してくれるかも不明であることから、一時的な売上の減少などに備えた運転資金、信用力を回復するまでのつなぎ資金について準備が必要といえます。

経営者に万一のことがおきた時、会社の経営に支障をきたさないためにどのような資金がどれくらい必要かを確認して、安定した経営を継続するための事業保障準備金が必要となります。

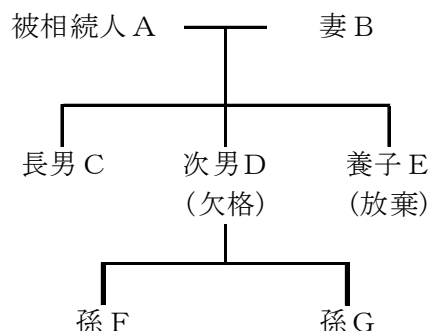
● 当面必要となる事業保障資金を求める計算式

$$\begin{aligned} & \text{準備しておきたい金額} \\ & = \text{短期債務額} (\times 1.7) + \text{従業員の年間給与の総額} \end{aligned}$$

短期債務額とは 1 年以内に返済期限の到来する短期借入金相当額、買掛金、支払手形等といいます。また、保険で返済資金を準備する場合、法人税額（実行税率を 41%）を考慮して短期債務額に 1.7 倍（ $100 \div (100 - 41)$ ）する場合があります。

## 4. 相続・事業承継

### 【事例】



#### ●各人の相続した財産および債務（相続税評価額）

妻 B : 自宅（土地、建物）5,000 万円（小規模宅地等の特例適用後の評価額）

現金 5,000 万円、死亡保険金 4,000 万円、  
葬式費用 300 万円

長男 C : 現金 3,000 万円、死亡保険金 3,000 万円

養子 E : 死亡保険金 1,500 万円

孫 F : 現金 1,000 万円

孫 G : 現金 1,000 万円

### 4-1. 各相続人の生命保険金の課税価格

一家の大黒柱である被相続人が亡くなると、一般的に家族の収入は大きく減ることになります。このような場合、生命保険金は遺された家族にとって重要な生活の支えになります。この支えとなる保険金について、税法では「一定部分」については非課税としています。

但し、この非課税の適用を受けられるのは、「相続人が相続によって取得したとみなされるもの」だけであって、「遺贈によって相続人以外が取得したとみなされるもの」については何の控除もなく、取得した保険金の全額に相続税が課税されます。

例えば、親の死亡により子が保険金を受け取った場合でも、その子が相続の

放棄をした場合は、遺贈により取得したものとみなされるので、当然、相続税の非課税の適用は受けられないこととなります（これは、死亡退職金の場合も同じです）。また、受け取った生命保険金が非課税限度額を超えた場合は、それぞれの相続人が受け取った金額に応じて各人の非課税金額が決められます。

<各人の非課税限度額>

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金合計額}}{\text{すべての相続人が取得した保険金合計額}}$$

<計算手順>

(1) 生命保険金の課税価格

$$\text{生命保険金の非課税限度額} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数 (5 人)} = 2,500 \text{ 万円}$$

相続税法上の法定相続人の数に算入されるのは妻B、長男C、養子E、孫F、孫G（孫F、孫Gは次男Dの代襲相続人）の5人です。法定相続人の数とは、①相続の放棄があった場合でもその放棄がなかったものと数え、②相続人の中に養子がいる場合は、被相続人に実子がいる場合1人まで、被相続人に実子がない場合2人まで算入します。従ってこの場合、養子Eは相続の放棄をしていますが相続税法上の法定相続人の数に算入されます。

(2) 生命保険金の非課税限度額の割り当て

・妻B

$$2,500 \text{ 万円} \times \frac{4,000 \text{ 万円}}{4,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}} = 1428.5 \text{ 万円}$$

・長男C

$$2,500 \text{ 万円} \times \frac{3,000 \text{ 万円}}{4,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}} = 1071.4 \text{ 万円}$$

なお、養子Eは相続の放棄をしているため、生命保険金の非課税は受けられません。

(3) 生命保険金の課税価格

妻B	4,000 万円 - 1428.5 万円 = 2571.5 万円
長男C	3,000 万円 - 1071.4 万円 = 1928.6 万円
養子E	1,500 万円

## 4 - 2. 相続税の総額の計算

### 【事例】

Aさんの相続に係る課税遺産総額(「課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額」)を21,000万円と仮定した場合、相続税の総額はいくらになるのでしょうか。

<計算手順>

- (1) 相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額  
 ＝課税遺産総額(21,000万円)

設例ではこの課税遺産総額の数値が与えられています。

- (2) 課税遺産総額を相続税法上の法定相続人が法定相続分で取得したものと  
 考えてそれぞれの相続税額を計算します。仮の相続分である「各人の取得価  
 額」が計算できたならば、これに所定の税率を掛けて、法定相続分に応じた  
 仮の税額(各相続人の法定相続分による相続税額)を算出します。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超 30,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円超	50%	4,700万円

妻B  $21,000 \text{万円} \times 1/2$  (法定相続分) = 10,500万円  
 $10,500 \text{万円} \times 40\% - 1,700 \text{万円} = 2,500 \text{万円}$

長男C  $21,000 \text{万円} \times 1/2 \times 1/3 = 3,500 \text{万円}$   
 $3,500 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 500 \text{万円}$

養子E  $21,000 \text{万円} \times 1/2 \times 1/3 = 3,500 \text{万円}$   
 $3,500 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 500 \text{万円}$

孫F  $21,000 \text{万円} \times 1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1,750 \text{万円}$   
 $1,750 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 212.5 \text{万円}$

孫G  $21,000 \text{万円} \times 1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1,750 \text{万円}$   
 $1,750 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 212.5 \text{万円}$

→2,500万円 + 500万円 + 500万円 + 212.5万円 + 212.5万円 = 3,925万円

最後に、相続税の総額を実際の受け取り分に応じて按分し、各人の相続税額を計算します。このように算出された各相続人等の税額から税額控除の額を差し引いた額が最終的に各人の納付すべき相続税の額になります（一定の相続人については、算出した税額が 2 割増となります）。

#### 4-3. 相続における個人年金保険に係る年金受給権の評価額

平成 22 年度税制改正により、平成 22 年 4 月以降の相続もしくは遺贈または贈与により取得する年金受給権の評価額は次のように見直されます。

##### ①給付事由が発生している年金受給権の評価額

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

(イ) 解約返戻金相当額

(ロ) 年金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

(ハ) 予定利率等を基に算出した金額

##### ②給付事由が発生していない年金受給権の評価額

原則として解約返戻金相当額